

現業職員の給与等の見直しに 向けた取組方針

平成20年3月
鹿児島県

1 現業職員の現状

(1) 職員数の状況

平成19年4月1日現在における本県現業職員の職員数は721人となっている。

職種別では運転技師が222人、道路整備員が147人、技術補佐員が128人等となっている。

(単位：人)

区 分	職員数	年齢別					
		～29歳	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	
現業職員全体	721	40	170	260	223	28	
主な職種	運転技師	222	2	49	76	84	11
	電話交換手	49	11	5	13	19	1
	道路整備員	147	1	34	56	53	3
	技術補佐員	128	6	34	48	34	6
	学校等用務員	109	9	34	41	19	6
	衛 視	9	0	1	7	1	0

- (注) 1 平成19年4月1日現在。再任用職員を含む。
2 上記職種の他、調理員等がある。
3 病院局を除く。

(2) 給与の状況

ア 給与制度の概要

国家公務員のうち本県の現業職員と類似の職種の職員である行政職俸給表(二)が適用される職員の給与制度等に準拠することを基本としている。

- ・ 給料表
行政職俸給表(二)に準じた5級制の給料表を適用
- ・ 手当
非現業職員と同様(扶養手当、通勤手当、住居手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当、期末・勤勉手当等)
- ・ 昇給
非現業職員と同様(その者の勤務成績に応じて昇給)

イ 給与水準等

平成19年4月1日現在における本県現業職員の平均給与月額が394,300円（平均年齢45.7歳）となっている。

国家公務員のうち類似の職種の職員の平均給与月額と、比較給与種目を同様のものとして比べると、本県の現業職員が369,800円、国家公務員が320,500円（平均年齢48.8歳）となっている。

（単位：円，歳）

	本県の職員				民間従業員		
	平均給料月額	平均給与月額	国ベース	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	
現業職員全体	337,300	394,300	369,800	45.7	—	—	
主な職種	運転技師	345,900	408,800	384,000	47.3	246,900	52.1
	電話交換手	335,500	370,800	348,000	44.8	—	—
	道路整備員	342,600	399,600	383,800	46.6	—	—
	技術補佐員	341,900	396,600	373,600	45.4	—	—
	学校等用務員	318,600	374,800	346,700	43.3	227,200	53.9
	衛視	346,700	428,000	365,400	45.4	327,100	53.9
国家公務員	287,100	—	320,500	48.8	—	—	

- （注）1 本県職員データは平成19年4月現在。平均給料月額の基本給の平均、平均給与月額は給料月額と毎月支給される諸手当（時間外勤務手当を含む。）の額の合計である。また国ベースは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したもの。
- 2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3ヵ年平均）
- 3 本県の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

2 基本的な考え方

- (1) 現業職員の給与は、地方公営企業等の労働関係に関する法律において準用する地方公営企業法により、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めなければならないとされている。
- (2) 本県では、平成18年4月、国に準じた給与構造改革の実施にあわせ、これらの給与決定原則を踏まえ、国家公務員のうち本県の現業職員と類似の職種の職員である行政職俸給表（二）が適用される職員の給与制度等に準じることを基本に、給料表の見直しをはじめとした給与制度等の抜本的な見直しを実施したところである。
- (3) この見直しに当たり、見直し前の給料月額との差額を支給する経過措置を設けたことから、当面の給与水準に大きな変動はないが、今後の退職等による人員構成の変動に伴い、徐々にその水準は低下する見込みである。
- (4) 現業職員の給与については、同種の民間事業従事者の給与と比較して高額となっていると指摘されるなど、依然として高い関心が持たれているところであり、この給与制度等の見直しによる効果を見極めながら、今後、引き続き、地方公営企業法に基づく給与決定原則に沿った取扱いを基本とした適切な給与制度・給与水準となるよう努める。
- (5) また、現業職員の給与について、県民の理解と納得を得ることが必要であり、分かりやすい給与の公表に努める。

3 具体的な取組内容

(1) これまでの取組内容

- ア 国に準じた給与構造改革の実施に合わせ、国家公務員のうち本県の現業職員と同種の職種の職員である行政職俸給表（二）が適用される職員の給与制度等に準じることを基本に、次のような見直しを実施した。（平成18年4月～）
 - ・ 行政職俸給表（二）に準じた5級制の給料表の導入
 - ・ 主任制の導入等による職務給の徹底
 - ・ 勤務成績に基づく昇給制度の導入
- イ 業務実態等を踏まえ、特殊勤務手当について、次のような見直しを実施した。（平成17年4月～）
 - ・ 特殊自動車運転作業手当等の廃止
 - ・ 道路補修作業手当の日額化
- ウ 総務省が公表した類似の民間企業従業員データとの比較が可能な形で、給与の公表を実施した。（平成20年3月～）

(2) 今後の取組内容

これまでに行った見直しによる効果を見極めながら、今後、引き続き、地方公営企業法に基づく給与決定原則に沿った取扱いを基本とした適切な給与制度・給与水準となるよう努める。

4 その他

本県においては、「県政刷新大綱（平成17年3月策定）」、「民間委託推進指針（平成17年3月策定）」及び「集中改革プラン（平成18年3月策定）」に基づき、「事務の集中・集約化に伴う執行体制の見直し」、「民間活力の活用、民間委託の積極的な推進」等により職員数の縮減を図るなど、積極的に行財政改革を進めているところである。

現業業務のあり方についても、他の業務と同様に積極的な見直しを進めているところである。

(1) 民間委託の推進

- ・ 道路維持補修業務については、順次民間委託を進め、体制の見直しを図る。
- ・ 福祉施設等の調理業務などについても、民間委託を進める。

(2) 事務・事業見直し等

平成22年4月の地域振興局・支庁の体制確立に合わせて次のような業務の見直しを検討する。

- ・ 電話交換業務の廃止
- ・ 運転技師が行う運転業務の見直し及び職員数の縮減

なお、これらの見直しに伴って生じた余剰人員については、配置転換及び職種転換を進める。